

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 船舶からのふん尿等の排出海域に関する基準に係る領海の基線のうち、オーストラリア本土の北東海岸のうち南緯十一度東経百四十二度八分の点から南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点に至る部分に係る基線は、南緯十一度東経百四十二度八分の点、南緯十度三十五分東経百四十一度五十五分の点、南緯十度東経百四十二度の点、南緯九度十分東経百四十三度五十二分の点、南緯九度東経百四十四度三十分の点、南緯十度四十一分東経百四十五度の点、南緯十三度東経百四十五度の点、南緯十五度東経百四十六度の点、南緯十七度三十分東経百四十七度の点、南緯二十一度東経百五十二度五十五分の点、南緯二十四度三十分東経百五十四度の点及び南緯二十四度四十二分東経百五十三度十五分の点を順次結んだ線とすること。

(本則関係)

第二 その他所要の改正を行うこと。

第三 この政令は、平成十七年八月一日から施行するものとする。

(附則関係)

